

変更届出書(命令様式第4号)の届出に係るQ&A

以下のQ&Aにおいて、「法」及び「命令」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。
「法」…確定拠出年金法(平成13年法律第88号)
「命令」…確定拠出年金運営管理機関に関する命令(平成13内閣府令・厚生労働省令第6号)

No.	項目	質問事項	回答	備考
1	運営管理機関登録申請書記載事項(以下「運営管理機関登録簿」という。)	「役員の氏名等」、「営業所の名称等」、「役員の兼職状況」等を別紙で一覧にして運営管理機関登録簿に添付しているが、当該別紙の記載内容だけが変った場合、運営管理機関登録簿の差し替えとして変更届出書に添付するのは、別紙のみの提出だけでよいか	よい。	法92条1項
2	〃	既に届け出ている運営管理機関登録簿について、営業所の所在地等に誤字があるため、訂正をしたいが変更はどのように行うべきか。	変更届出書の「変更の年月日」欄にその旨(〇〇年〇月〇日付け提出の変更届出書の修正)を記載して届出すること。なお、「変更前」欄に訂正前の事項を記載し、「変更後」欄に訂正後の事項を記載すること。また、変更後の運営管理機関登録簿を添付すること。	〃
3	〃	登録番号、登録年月日について、(備考)1では「記載しないこと」となっているが、空欄で提出してよいか。	運営管理機関として登録以降に変更届出書に添付する運営管理機関登録簿については記載する必要がある。	〃
4	資本金額	資本金額の変更で、百万単位で記載すると変更はないが、変更の届出は必要か(運営管理機関登録簿には、百万円単位で記載するようになっている)。	運営管理機関登録簿の記載に変更がないため、変更の届出は不要。	〃
5	〃	優先出資の金額も資本総額に含める必要があるか。	命令様式第1号の(備考)3②に『「資本金額」は、資本金額、出資の総額又は基金の総額を記載すること。』と記載しており、優先出資も含めた総額を記載すること。	法92条1項 命令1条
6	〃	資本金額の変更について、日々出資金の額は変動するが、その都度届出が必要か。	登記事項証明書上の資本金額を変更する都度、届出が必要。	法92条1項
7	〃	百万円単位で記載する形になっているが、百万円未満四捨五入で記載するのか、それとも切り捨てで記載するのか。	百万円未満切り捨てで記載すること。	〃
8	役員の氏名及び役職名	登記事項証明書に記載のない役員が新規で就任した場合、確認書類として何を添付すればよいか。	登記事項証明書に代わる書面として、株主総会の議事録等、役員が就任したことがわかる書面(役員の氏名、役職、就任日がわかるもの)を添付すること。	命令3条1項4号 命令5条3号
9	〃	役員の常勤の定義は何か。	雇用形態が常勤か否かで判断すること。雇用契約上明確でなければ、実態で判断してよい。	命令2条
10	〃	新規に非常勤役員が就任するが、届出は必要か。また、住民票の添付は必要か。	非常勤であっても会社法上の役員であれば、住民票を添付したうえで届出が必要。	法92条1項 命令5条3号
11	〃	既に登録している役員の役職変更で、社内取締役から社外取締役に変更になったが、届出が必要か。	運営管理機関登録簿の記載内容が変わるのであれば、届出は必要であるが、添付書類(住民票、履歴書)は不要。	〃
12	〃	役員の氏名欄に旧姓を使用してもよいか。(なお、株主総会やニュースリリースは旧姓を使用している。)	よい。様式第4号、履歴書、確定拠出年金登録簿へは旧姓で記載する。ただし、届出に添付する公的証明書(住民票等)は、現姓と旧姓が記載されているものである必要がある。	
13	〃	次の場合、役員の氏名欄に通称を使用してもよいか。 ①登記事項証明書上では、通称で登記されている。 ②登記事項証明書上では、本名で登記されている。	①よい。様式第4号、履歴書、確定拠出年金登録簿へは通称で記載する。ただし、届出に添付する公的証明書(住民票等)の本名と通称が紐付くことを証明する疎明資料を提出すること。 ②不可。様式第4号、履歴書、確定拠出年金登録簿へは本名で記載する。	
14	〃	役員の氏名等の変更で、役員ごとに変更年月日が異なるが、変更届出書(命令様式第4号)は同一用紙にまとめて記載してもよいか。	よい。	法92条1項
15	〃	役員が退任したが、退任した役員に関して添付書類が必要か。	不要。	命令5条3号
16	〃	役員が死亡したが、届出は必要か。届出が必要な場合、2週間以内に届け出る必要があるが、起算日はいつになるか。	役員が退任した場合と同様の取扱いとし、変更の生じた死亡日の翌日が起算日となる。	〃
17	確定拠出年金運営管理業に係る営業所の名称等	本店内の部署で確定拠出年金業務を行う部署が1件追加になったが、届出が必要か。	運営管理機関登録簿の記載内容が変わるのであれば、届出が必要。また、既に提出済みの組織図が変更になるのであれば、組織図も添付すること。	法92条1項 命令5条4号
18	〃	運営管理業務を行う部署が変わったが、添付書類で組織図を添付する必要があるか。	新たな部署を設置し、運営管理業務を行う場合、組織図が変更となるため、添付する必要がある。ただし、組織図上、全く変更がなく、従前から存在する部署で運営管理業務を行うということであれば、組織図の添付は不要。命令様式第4号の届出書と運営管理機関登録簿のみ届出すること。	〃
19	〃	既に登記事項証明書に登記がなされている営業所が新たに運営管理業務を始めたい場合は、届出が必要になるが、届出はいつの時点で行えばよいか。	運営管理業務を始める日から起算して、2週間以内に届出すること。なお、確定拠出年金登録簿の「設置年月日」欄への記載は、当該営業所において運営管理業務を始める日を記載すること。	法92条1項

No.	項目	質問事項	回答	備考
20	〃	従前は、運営管理業務を営業統括部(本店)と各支店で行っていたが、今後営業統括部(本店)のみで運営管理業務を実施していきたい。登記事項証明書上や組織図上は全く変更がないが、届出は必要か。	運営管理機関登録簿の記載内容が変わるので、届出は必要。	〃
21	〃	店舗の統廃合により、運営管理機関登録簿に記載している営業所が減るが、届出は必要か。	運営管理機関登録簿の記載内容が変わるので、届出は必要。	〃
22	〃	店舗改修工事のため、仮店舗に移る。仮店舗なので登記事項証明書の変更はしないが、届出は必要か。また、この場合の添付書類は不要か。	登記事項証明書上で変更が生じていなくても、運営管理機関登録簿の所在地が変わるのであれば、届出が必要。改修工事が終了し、元の所在地に戻ったら、再度届出が必要。なお、添付書類は、登記事項証明書に代わる、所在地が変更したことのわかる書類(移転先の住所、移転日等がわかる書類)を添付すること。	法92条1項 命令5条4号
23	〃	営業所の名称が「営業推進部」から「業務推進部」に変更になるが届出が必要か。	運営管理機関登録簿の記載内容が変わるので、届出は必要。	法92条1項
24	業務の種類及び方法	「業務の種類及び方法」が変更になったが、届出が必要か。	運営管理機関登録簿の記載内容が変わるのであれば、届出は必要。	〃
25	他の事業の種類	金融商品取引業を廃止し、「他の業務」は一切なくなったが、届出が必要か。	運営管理機関登録簿の記載内容が変わるので、届出は必要。	〃
26	役員の兼職状況	役員の兼職状況を全て把握しきれないが、当該確定拠出年金運営管理機関で把握しているものだけを記載してよいか。	原則、兼職先で常勤の者は全て運営管理機関登録簿に記載すること。	命令2条
27	〃	非常勤役員の兼職先(常勤)の社名が変更になるが、届出が必要か。	運営管理機関登録簿の記載内容が変わるので、届出は必要。	法92条1項
28	〃	確定拠出年金Q&ANo.247において、【「役員の兼職状況」に子会社の役員を兼任する場合を含むのか。】という問いに対し、【含む。ただし、常勤の場合のみ。(非常勤の場合は記載不要)】とあるが、兼職先で常勤でなければ記載する必要はないのか。	命令2条では、「他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるとき」と規定しており、非常勤の場合には記載不要。	命令2条
29	〃	「役員の兼職状況」について、兼職先が常勤の者だけを運営管理機関登録簿に登録するとのことだが、他の役員関係の登録書類では非常勤の者も登録しており、それらと平仄を合わせるため、非常勤の者を登録しても構わないか。	常勤の者だけを登録すればよいが、非常勤の者を登録しても構わない。	〃
30	〃	「役員の兼職状況」について、他の法人に常勤に従事している場合、役員の氏名、他の法人の商号又は名称の他、役職名も記載が必要か。	役職名の記載は不要。	
31	主要株主又は出資者	株式保有割合が5%を超えた場合は、その都度届出しなければならないのか。	令和4年5月1日より届出不要。(登録簿からも当該項目を削除)	
32	(削除)			
33	添付書類(役員の履歴書(命令様式第2号))	職歴は、役員就任時点からのものを記載すればよいか。	最低限過去5年間の職歴は全て記載すること。	法91条1項5号
34	〃	履歴書の職歴欄の入社日、離職日は年月までの記載でよいか。	登録の拒否要件(法第91条第1項第5号)に、期間が定められており、審査等を行うに当たっては年月日を確認する必要があるため、「年月日」を記載すること。	〃
35	〃	過去に禁錮以上の刑に処せられたこと等はないが、「罰」欄は、どのように記載したらよいか。	「該当なし」と記載すること。	〃
36	〃	役員の年齢について、「(満 ○歳)」と記載するようになっているが、どの時点の年齢を記載すればよいか。	代表者が証明した時点の実際に到達している年齢を記載する。	〃
37	変更届出書(命令様式第4号)	変更届出書の提出の際に、運営管理機関登録簿を添付するよう明記されていないが、運営管理機関登録簿の添付は必要なのか。	添付は必要。確定拠出年金Q&A254でも運営管理機関登録簿の添付が必要である旨、示している。	法92条2項
38	添付書類(役員の住民票等)	住民票は役員のみが記載されている抄本でよいか。	よい。謄本での提出でも問題はないが、マイナンバーが記載されているものは添付不可。	命令3条1項1号 命令5条3号
39	〃	役員の住民票は、株主総会で就任する以前に発行されたものを添付してもよいか。	発行日から3ヶ月以内のものであればよい。	〃
40	〃	住民票は、本籍地が未記載のものでもよいか。	現住所が確認できればよい。	〃
41	〃	住民票は申請中であるが、後日提出として変更届出を行ってもよいか。	よい。交付を待っていると、2週間経過してしまうのであれば、それ以外の書類を先に提出し、後日残りの書類が取得でき次第、提出すること。なお、その場合は、後送となる旨を送付書等に記載すること。	法92条1項 命令5条
42	〃	株主総会等の議事録は写しでもよいか。	よい。	〃

No.	項目	質問事項	回答	備考
43	〃	登記事項証明書や議事録で変更内容を確認できない場合、どのようにすればよいか。	登記事項証明書や議事録にかわる書類を提出すること。 (ニュースリリースや稟議書の写しなど)	命令3条1項4号
44	その他	法第92条第1項に「その日から2週間以内」とあるが、変更事由が生じた翌日から起算して2週間以内という解釈でよいか。(例:4月1日に役員が変更 → 4月15日までに届出)	よい。 なお、変更があった日から当省にて届出を受け付けた日までが2週間以内である必要がある。また、期限日が休日であった場合、翌営業日が期限日となる。	法92条1項
45	〃	変更があった日から2週間以内に届け出ることができない場合、遅延理由書の添付が必要だが、その様式や内容はどのようにすればよいか。	様式は任意。 なお、遅延理由書には、遅延理由及び再発防止策を記載の上で責任者の氏名を記載したものを提出すること。 (宛先は命令様式4号と同一とすること。)	〃
46	〃	役員等の数が多い場合、変更届出書の記載欄を広げたり、別紙に記載してもよいか。	よい。	〃
47	〃	電子申請する場合、住民票の添付はどうすればよいか。	郵送にて2部提出する必要がある。	〃